

総務政策委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 6 年 3 月 12 日
開 会 時 刻	午前 10 時 54 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 59 分
出席委員名	◎辻 孝記 ○川口 浩 久保 真 鈴木豊司
	岡田善行 西山則夫 浜口和久
	藤原清史 議長
欠席委員名	—
署 名 者	—
担 当 書 記	中谷圭佑
協 議 案 件	1 地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画 税条例の一部改正（案）について
説 明 員	総務部長、総務部参事、課税課長
	その他関係参与

協議経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）」について協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時54分

◎辻孝記委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議願います案件は、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について】

◎辻孝記委員長

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）」についてを御協議願います。

当局から説明をお願いします。

総務部長。

●西山総務部長

本日はお忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、総務政策委員協議会をお開きいただき、誠にありがとうございます。

本日御協議をお願いする案件でございますが、ただいま委員長から御案内がございましたとおり、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）」でございます。

詳細につきましては、担当のほうから御説明を申し上げますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎辻孝記委員長

課税課長。

●山口課税課長

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」御手元の資料に基づき御説明申し上げます。改正事項でございますが、1つ目が、個人住民税の定額減税でございます。これは、納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うものでございます。なお、定額減税による個人住民税所得割の減収額につきましては、全額国費で補填されます。

2つ目が、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長でございます。固定資産税、都市計画税につきましては、評価額が上昇したことに伴い、税負担が急増しないよう設けられております負担調整措置という制度がございます。今回の地方税の改正におきまして、現行の制度を3年延長する改正が予定されております。また、このほかに条項移動の整備等の法律の改正に伴う所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございます。

以上が、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」の概要でございます。これは現在、国会にて審議中の地方税法等の一部を改正する法律案に基づき、4月1日から施行となるものにつきまして、一部改正案を市議会に御提出する時間的余裕がないと考えられますため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただく予定のものでございます。

以上、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」御説明をいたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分